

中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター業務委託 提案に係る選考基準

1 趣旨

「中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター業務委託」の委託候補者を選考するために必要な具体的事項を定めます。

2 委託候補者の選考方法

(1) 選考にあたって

委託候補者の選考は、「中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター業務委託選考委員会」(以下「委員会」という。)が行います。選定に当たっては、次に掲げる各要件のいずれにも該当する提案団体のうち、評価点合計が最も高い団体を委託候補者とします。

ア 中山間地域在宅医療・介護連携支援コーディネーター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「4 参加資格要件」を満たすもの

イ 選考委員全員の評価点の合計が306点以上であること。

(2) 算出された評価点合計の最も高い団体が2団体以上あるときは、次の順序で委託候補者を選考します。

ア 「5 審査項目」の「企画提案に対する評価」の評価点合計が、最も高い団体を委託候補者として選考します。

イ 上記アが、なお同点の場合は、当該の者について再度選考委員による合議を行い、委託候補者を選考します。

(3) 審査の結果、いずれの提案も履行を確保できないと見込まれる場合、委託候補者を選考しない場合があります。

(4) 配点については、委員全員で510点満点とし、審査項目の点数配分の内訳は次のとおりとします。

審査項目	評価点配分
基本事項	160点
企画提案に対する評価	300点
法令遵守	50点
合 計	510点

3 提案にかかる評価基準

評価は主に高齢者等が医療と介護が必要になっても安心して暮らすことができるよう、医療・介護関係者への支援を通じた連携体制の構築に対する意欲、地域資源との連携を重視した事業計画、提案内容を評価します。

また、提案内容全体として、いかに独自の工夫や取組等で優れた提案がなされているかなどの点も考慮します。

4 評価点の考え方

評価点を次のとおり1～10点までの10段階評価とし、提案を求める各審査項目の重要度に応じて、評価点を求めます。

10点	要件を満たし、かつ非常に優れている
8点	要件を満たし、かつ優れている
6点	要件を満たしている
4点	要件を満たしていないが、改善は可能である
2点	要件を満たしておらず、改善が期待できない（記述なしの場合を含む）

5 審査項目

審査項目（合計510点）			審査ポイント	配点	比重
基本事項	1	課題認識と取組方針	・本市中山間地域における在宅医療・介護連携に係る課題認識と、それに対する具体的かつ実現可能な取組方針が明確であるか。	10	3
	2	法人の財務状況	・法人の財務状況が良好であり、当該施設の運営に支障がないか。	10	1
企画提案に対する評価	1	人員体制及び運営に係る安定性・継続性	・業務を円滑に進めるにあたり十分な実施体制であり、安定的な事業運営が見込まれるか。	10	1
	2	関係機関、地域資源等との連携	・中山間地域及び隣接する自治体の医療・介護関係機関等の地域資源との密な連携に対する考えがあるか。	10	3
	3	その他独自の工夫や取組	・審査項目以外の事業実施における独自の工夫や取組があるか。	10	2
法令遵守	1	適正な個人情報管理	・個人情報の適切な管理体制が示されているか。	10	1